

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人西新井だいわ会

高齢者在宅サービスセンター西新井

居宅介護支援事業所ふれあい西新井

地域包括支援センター西新井

1. 虐待の防止に関する基本的考え方

社会福祉法人西新井だいわ会「高齢者在宅サービスセンター西新井」、「居宅介護支援事業所ふれあい西新井」、「地域包括支援センター西新井」（以下「施設」という。）では、利用者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、当施設の基本的な考え方としてこの方針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有します。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護放棄

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄、または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

本人（契約者）の同意なしに金銭を使用すること、または本人（契約者）が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止に向けた体制

(1) 虐待防止検討委員会の設置

① 設置目的

虐待等の発生の防止や早期発見に加え、再発を防止するための対策を検討するため、虐待防止検討委員会を設置します。

② 虐待防止責任者と担当者の責務

虐待防止責任者には施設長、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための専任の担当者には各部門または各担当の管理者、その担当者の統括に居宅部長が就き職務にあたります。

ア) 虐待防止責任者の責務

- ・虐待内容及び原因の解決策の責務
- ・虐待防止のため当事者との話し合い
- ・虐待防止に関する一連の責任者

イ) 虐待防止担当者の責務

- ・利用者、もしくは家族等からの虐待通報受付
- ・職員からの虐待通報受付
- ・虐待内容と利用者、もしくは家族等の意向の確認と記録
- ・虐待内容の虐待防止責任者への報告

③ 虐待防止検討委員会の構成員と役割

施設長（虐待防止責任者）

居宅部長（虐待防止統括担当者）

居宅部門地域支援管理者（虐待防止担当者）

居宅部門居宅支援管理者（虐待防止担当者）

地域支援部門管理者（虐待防止担当者）

その他施設長が必要と認める者（施設外の専門家等）

④ 虐待防止検討委員会の開催

委員会は、定期的開催するほか、必要に応じて随時開催します。

⑤ 虐待防止検討委員会の主な役割

委員会では、次のような事項について検討し、そこで得た結果を職員に十分に周知します。

ア) 虐待の防止のための指針の整備に関すること

イ) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ウ) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

エ) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

オ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

カ) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待の防止のための職員研修の実施

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する研修を、法人内のサービス向上委員会と協力し、以下のとおり実施します。

① 新規採用者に対する研修

新規採用時に虐待防止の基礎に関する教育を行います。

② 全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に定期的な研修を年1回以上実施します。

③ 研修プログラム

ア) 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

イ) 高齢者権利擁護事業（成年後見制度）の理解

ウ) 虐待の種類と発生リスクの事前理解

エ) 早期発見・事実確認と報告などの手順

オ) 発生した場合の改善策 など

5. 虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施します。

(1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に向けた取り組み

(2) 提供する介護サービスの点検と虐待に繋がりにくい不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み

(3) 施設職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修・教育の実施

(4) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み

(5) 指針及びマニュアルの定期的な見直しと周知

6. 虐待発生時の対応

(1) 虐待の発見及び通報

① 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があった場合は、本指針に沿って対応します。

② 虐待または虐待等が疑われる場合には、関係機関に報告し、速やかな解決に繋がります。

※ 関係機関（居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・市区町村）

(2) 虐待に対する職員の責務

① 家庭内における高齢者虐待は、外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めます。

② 虐待防止担当者は施設において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに虐待防止責任者へ報告するとともに、関係機関へ報告

します。

また、虐待防止責任者は、虐待防止委員会を開催し解決にあたります。

7. 指針の閲覧について

この指針は、施設内に掲示または閲覧可能なファイル等で備え置くとともにホームページに掲載し、いつでも自由に閲覧することができます。

附則

この指針は、令和3年10月1日から施行する。